

第1章 第2次米子市環境基本計画の策定



< 中海 >

- 1－1：環境基本計画策定について
- 1－2：環境基本計画の位置付け
- 1－3：第2次米子市環境基本計画の期間
- 1－4：SDGsの基本理念を考慮した第2次米子市環境基本計画

1－1 環境基本計画策定について

目 的

○本市では自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境を創造し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、平成17年（2005年）に米子市環境基本条例を制定しました。本条例において、環境の保全及び創造の基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを具体化し、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となる「環境基本計画」を定めることとしています。

<米子市環境基本条例>

●環境基本計画（第8条）

⇒市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。

第2次米子市環境基本計画の策定

○平成23年度（2011年度）に「第1次米子市環境基本計画（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、本市の環境施策を推進してきました。令和2年度（2020年度）に計画期間が終了するに当たり、現在の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、「第2次米子市環境基本計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））」を策定します。

社会情勢の動向

- 近年の環境問題に関する世界の動向を見ると、平成27年（2015年）9月の国連総会において持続可能な開発目標（SDGs：17のゴール・169のターゲット）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や同年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されたほか、食品ロスの問題や海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の保全など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。
- 国においては、パリ協定を踏まえ、平成28年（2016年）5月に国全体で取り組むべき対策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を、更に、平成30年（2018年）4月には、地域循環共生圏の創造及び世界の範となる日本の確立を通じた、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指す「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。また、令和2年（2020年）10月の第203

回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説においては、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言され今後の国の動向が注目されます。

〇県においては、環境分野におけるSDGsの達成に向けて、5つの柱（Ⅰ：循環型社会の構築、Ⅱ：低炭素社会の実現、Ⅲ：自然・生物との共生、Ⅳ：生活環境の保全、Ⅴ：環境活動の協働）で構成された「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」を令和2年（2020年）2月に策定し、持続可能な社会の創造を目指しています。

<白ねぎ畑>



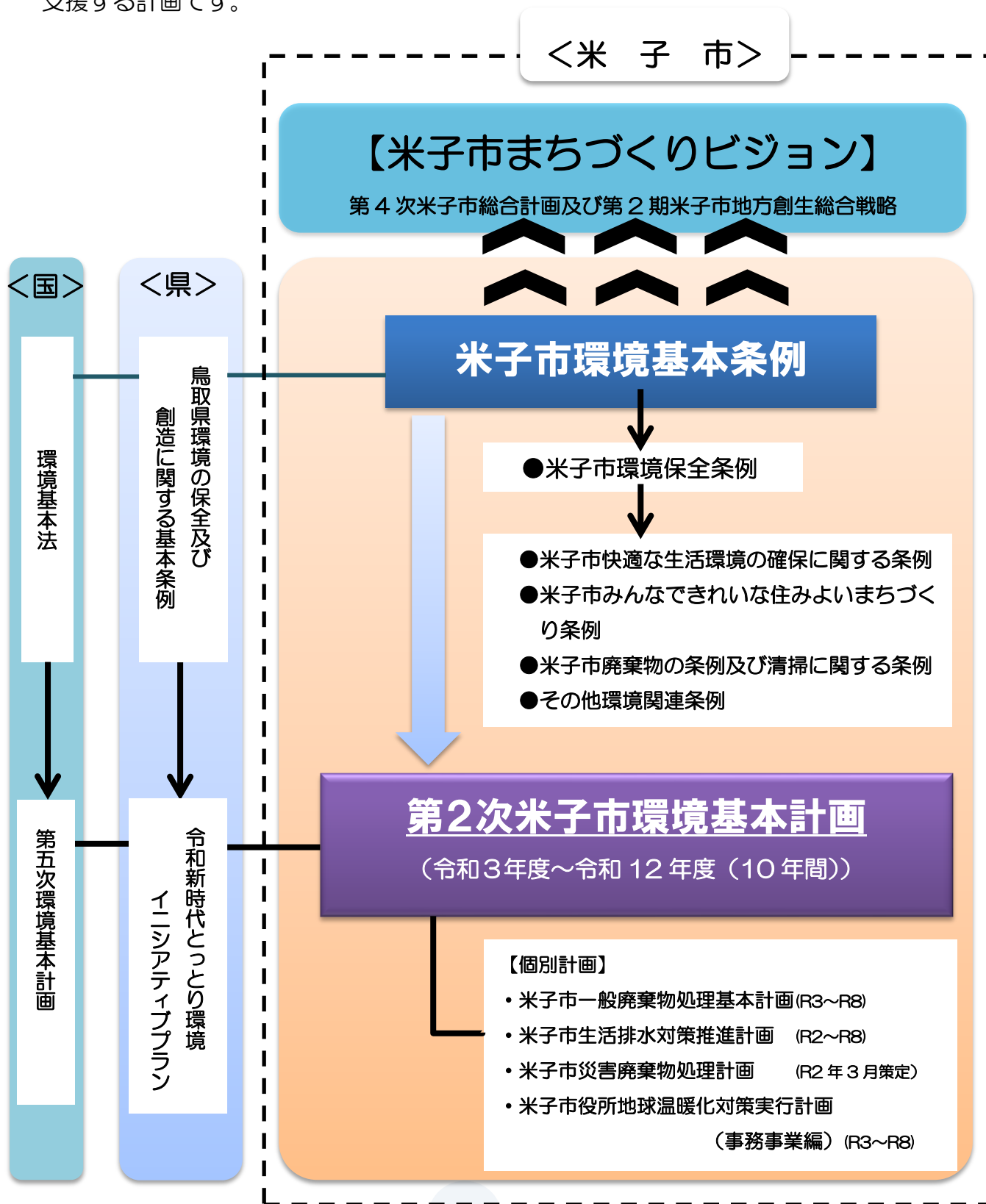
<米子水鳥公園ネイチャーセンター>



1-2 環境基本計画の位置付け

〇本市環境基本計画は、国の「第五次環境基本計画」、県の「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向を示したものです。

また、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」を環境の側面から支援する計画です。



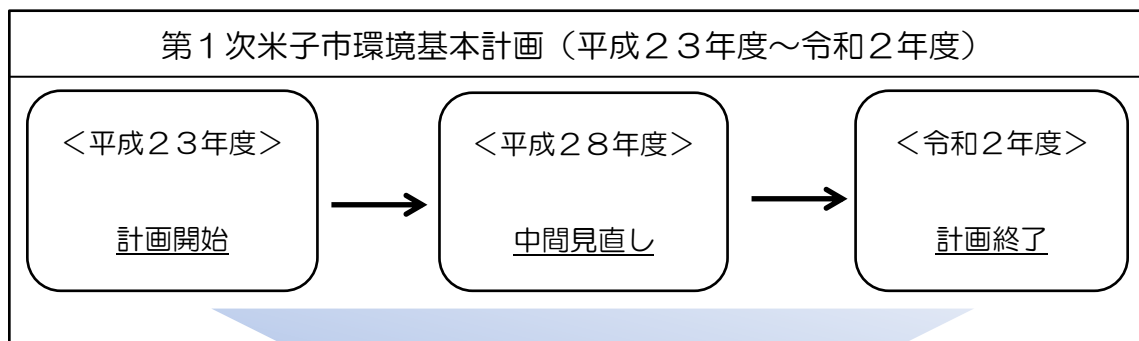
1-3 第2次米子市環境基本計画の期間

○本計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。ただし、環境を巡る社会情勢の変化に合わせ、着実に施策を進めるため5年後に中間見直しを行うこととします。

（1）計画期間

令和3年度（2021年度） ～ 令和12年度（2030年度）

（2）計画の流れ



第2次米子市環境基本計画（令和3年度～令和12年度）



<米子市環境基本条例>

●年次報告（第10条）

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

1-4：SDGsの基本理念を考慮した 第2次米子市環境基本計画

SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標です。日本では、平成28年（2016年）にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。（参照：「米子市まちづくりビジョン」）

○本計画で定める5つの基本目標とSDGsの目標との関連を明確にし、本計画の着実な実施により、SDGsの目標達成に取り組めます。



ロゴ：国連広報センター作成